

○松阪市低入札価格調査試行要領

平成 26 年 10 月 31 日
告示第 353 号

(目的)

第 1 条 この要領は、松阪市及び松阪市上下水道部が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するにあたり、松阪市建設工事執行規程（平成 17 年松阪市告示第 6 号）、その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定め、適正な競争性の確保及び工事の品質確保等を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 本要領の対象となる工事は、工事の設計金額（税込）が 1 億円以上の工事とする。ただし、松阪市建設工事入札事務取扱要綱（平成 17 年松阪市告示第 144 号。以下「入札事務取扱要綱」という。）第 15 条第 2 項に定める希望価格により入札を執行する場合及び入札及び契約審査会で決定された入札方式による場合はこの限りでない。

(調査の基準)

第 3 条 低入札価格調査は、当該工事の入札参加者の入札した価格（以下「入札価格」という。）が、次項に定める調査基準価格未満の入札価格となった場合に行うものとする。ただし、第 3 項に定める失格基準価格未満の入札価格となる入札を行った者は、低入札価格調査を行わず失格とする。

2 調査基準価格は、入札事務取扱要綱第 16 条第 1 項に定める最低制限価格を調査基準価格として読み替えて算定するものとする。

3 失格基準価格の算定は、次の各号に掲げるものによるものとする。

- (1) 失格基準価格は、入札価格の低い方から順に並べ、有効となる入札者数の 7 割の数（1 社未満切上げ）の入札価格の平均額に 0.95 を乗じた価格（1,000 円未満切捨て）とする。ただし、有効となる入札者数が 5 社未満となる場合は、失格基準価格は、予定価格の 80%（1,000 円未満切捨て）に設定する。
- (2) 失格基準価格の算定の結果、失格基準価格が調査基準価格を超える価格となつた場合は、当該調査基準価格と同額を失格基準価格とする。

(参加業者への周知)

第 4 条 対象工事となる発注公告には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 低入札価格調査対象となる工事であり、本要領の適用があること。
- (2) 失格基準価格の設定があり、失格基準価格未満の価格で入札を行った者は失格となること。
- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、事後の調査に協力すること。
- (4) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(入札の執行)

第 5 条 入札に参加しようとする者は、低入札価格調査対象者となった場合の契約締結の

可否について、低入札価格契約事前調査（様式第1号）に必要事項を記載し、入札参加申請時に提出しなければならない。なお、当該調査に記載した内容は、入札参加資格が決定した後は変更できないものとし、低入札価格調査を経て落札者となった場合においては、契約締結を辞退できないものとする。

- 2 開札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、入札執行者は、本要領により「審査のため一時保留」を宣言して入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 発注者は、入札の終了後速やかに第3条第3項に定める失格基準価格の算定を行い、調査基準価格未満で失格基準価格以上の入札者のうち、入札価格の低い者から順に低入札価格調査を行う。この場合において、同価格の入札者が2社以上ある場合は、くじによって調査の順を決定するものとする。なお、同価格の入札者は、くじを引くことを辞退してはならない。

- 2 工事担当課長は、別表1に定める「低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準」により積算内訳書の審査を行い、その適否を決定する。また、審査の結果、積算内訳書が不適当と判断された場合は、順次次点となる入札者を対象に審査を行うものとする。
- 3 入札書に記載された入札価格と積算内訳書に記載された工事価格が同額でない場合は、その入札書は失格とする。

(落札者の公表)

第7条 発注者は、前条に定める低入札価格調査の結果、落札者を決定したときは、速やかに落札者にその旨を通知するとともに、ホームページ等により入札結果を公表するものとする。

(専任の担当技術者)

第8条 低入札価格調査を経た上で落札者となった者は、発注公告の入札条件に定める監理技術者等の技術者の配置に追加して、次項に定める要件による担当技術者を1人追加して専任で配置しなければならない。また、担当技術者は、契約締結時に配置するものとする。

(注) 条文中の専任は、他の工事に係る職務との兼務を認めず、常時継続的に工事に係る職務にのみ従事することをいう。なお、営業所専任となる技術者は配置できない。

- 2 担当技術者は、次の各号に掲げる条件によるものとする。ただし、別途条件を定める場合はこの限りでない。

- (1) 当該工事に対応する建設業法上の主任技術者となり得る資格（国家資格に限る。）を有すること。また、直接的雇用関係にあること。
 - (2) 工期途中での担当技術者の交代は、国土交通省策定の「監理技術者制度運用マニュアル」に定める監理技術者等の途中交代の規定を準用する。
 - (3) 担当技術者は、現場代理人を兼務することができる。
 - (4) 担当技術者については、C O R I N S 登録の技術者データとして登録しなければならない。
- 3 共同企業体における担当技術者の配置は、前項の条件による技術者1人を配置するものとし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。

(その他)

第9条 前条に規定するもののほか、低入札価格調査を経た上で契約を締結する場合は、次の各号に掲げる事項を適用するものとする。

- (1) 契約保証金は、契約金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (2) 業種を問わず調査基準価格未満での契約は、手持ち工事 2 件を限度とすること。
- (3) 当該工事の工事成績評定点が 60 点未満となった場合には、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 17 年松阪市告示第 150 号）による 1 か月間の指名停止となること。この場合において、同時に同要領別表第 1-2. に定める措置基準に該当する場合は、同要領第 7 条第 1 項の規定により期間の最も長いものを適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表1 低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準

1. 積算内訳書の判断基準について

- ①入札書に添付された積算内訳書に基づき、当該審査を行うものとする。
- ②審査は、積算内訳書に記載された下記の表に示す工種別の各費目の価格が、発注者の工事設計書の設計内訳書に記載された金額に表中に定められた率を乗じた価格（1,000円未満切捨て）以上であることを審査しその適否を審査する。
- ③積算内訳書に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。
- ④積算内訳書に記載された単価、金額等は整合が取れていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響のない誤記はこの限りでない。）
- ⑤設計仕様に満足する品質、規格等を有することは前提とする。

○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率			
工種	費目 (直接工事費+共通仮設費)	純工事費	現場管理費
土木一式工事、舗装工事、水道本管工事		85%	70%
建築一式工事		80%	70%
その他工事	発注公告にて随時判断基準を示す。		

2. その他

- ①審査の対象となった者は、調査に協力をしなければならない。
- ②入札書に記載された価格と積算内訳書に記載された価格は同額とし、異なる場合は無効とする。

低入札価格契約事前調書

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

工事名

当社は、上記工事の入札で低入札価格調査対象者となった場合、

当該工事の契約を _____ します。

※「締結」又は「辞退」のいずれかを記入してください。

(注意説明)

低入札価格調査を経て、調査基準価格未満の価格で契約締結する場合には、下記事項を適用して契約することになりますので、十分ご確認の上でこの調書を提出してください。なお、上記で「締結」を選択した場合には、低入札価格で落札者となった事後の契約辞退は認められませんのでご注意願います。

記

1. 契約締結時において、専任の担当技術者を1人追加配置すること。なお、専任の担当技術者は、本工事に対応する建設業法上の主任技術者となり得る資格(国家資格に限る)を有すること。(3か月以上の雇用有無は問わない)
2. 契約保証金は、契約金額の10分の3以上とする。
3. 本工事の工事成績評定点が60点未満となった場合には、松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領による1か月間の指名停止とする。
4. 調査基準価格未満での契約は、受注した業種を問わず手持ち2件を限度とする。

※低入札価格調査では別途積算内訳書の審査があります。